

D. ネル「古代における社会計画：アウグストゥス帝婚姻法について」

西村, 重雄
九州大学大学院法学研究院：名誉教授

<https://doi.org/10.15017/1957727>

出版情報：法政研究. 85 (2), pp.163-194, 2018-10-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

D. ネル「古代における社会計画」

—アウグストゥス帝婚姻法について^{*1}—

西村重雄（訳）

I

皇帝アウグストゥスは紀元一四年に没した。タキトゥス（年代記三卷二五節以下）が伝えるように、同帝の主導により制定されたパーピウス・ポッパエウス法 *lex Papia Poppaea* の制裁を緩和する申請が、元老院にはやくもその六年後に提出された。タキトゥスの（ともすれば批判的な）叙述によれば、この法律の目的は独身者処罰と国庫増収であったが、実際には、出生数の増加ではなく大きな社会的不安をもたらした。タキトゥスの簡潔な要約を借りれば、いわく「—以前は恥ずべき行動に悩まされ、今では法律に悩まされる *utque antehac flagitios, ita tunc legibus*

laborabatur」。この言葉をきっかけとして、タキトゥスのローマ立法史—いわば黄金時代の草創期から法律の数も種類も限らない現在に至るまで—に関する有名な辛口の論評がはじまる。

タキトゥスが、ローマ立法に対し—そしておそらくは立法そのものに対し—否定的な立場を採っていたことを示すために、立法史に関するいくつかの議論を見れば足るであろう。草創期においては法律もなく同時に良き状況であったが、その後、人々の間で平等が失われた結果として法律が導入された、と一般的に述べた後、ローマ立法について論ずる。草創期と十二表法に対して賞賛のこぼを重ねる。次いで立法の変質がもう始まる。立法はふつう政治闘争の単なる道具にすぎず、法律が絶え間なく増加するのは国家没落の徴候である（年代記三卷二七節—「国家が腐敗の極に至れば法律は最多となり…*et corruptissima re publica plurimae leges*」）。ポムпейウスが改革を試みた手段は、その是正対象である弊害よりもさらに悪いものであった。最後に、アウグストゥス帝の法律は一般に、厄介な平和をもたらした、と。ここで、タキトゥスはパーピウス・ポッパエウス法に立ち戻り、この法律は社会不安を煽り、通報（密告）を奨励し、一般に恐怖をまき散らした、と結

II

法律を人間墮落の徴候として軽蔑するのは、古代においてタキトウスただ一人のみではない(参看、セネカ、書簡集九十、四節以下におけるポセイドニーオス)。しかし、タキトウスがその消極的評価を歴史的に説明するきっかけが、アウグストゥス帝の婚姻法であったことは注目を惹く。その内容を理解するために、人口問題状況、アウグストゥス帝の政治的計画、その立法措置の内容について、まずいくつかの素描的叙述が必要である。

人口政策に関する考慮と規律は古代において広く行われていた。人口過剰の場合は食料危機、移住に迫られ、住民減少の場合には一方で軍事的弱体化、他方で(宗教的社会的汚点に結びつく)家族・氏族消滅の危険に曝される。哲学者は、人口が安定的であると同時に把握しうる人数であることが良き国家の基礎であるとする(参看、とりあえず、アリストテレス、政治学、一三二五b以下)。

近時の歴史的社會統計学研究を信頼するとすれば、ローマ共和政末の二世紀において、ローマ国民数は、減少では

ないとしても、停滞していた、と言われる。たしかにローマ戸口調査総数は増加傾向をしめすが、これは市民権付与及び奴隷解放の増加によるものであつて、このことはローマ国民のなかに非ローマ的要素が増大する結果となる。絶え間ない戦争、活発な植民活動、(下層階級においても)婚姻減少、さらにまた妊娠中絶及び(なかならず)生児遺棄による消極的家族計画が、人口停滞の外部的原因として挙げられる。これに関し、ロムルス王の伝説的法律(ハリカルナスのディオニューシオス、二卷一五節)をその徴候をしめすものとして引き合いに出せる。同法によれば、息子達全員と長女を養育する義務がある。この規範は、少なくとも倫理原則の性格を持つが、婚姻締結の少ない原因のひとつが女性不足であったことを推測させる。

たしかに、アウグストゥス帝以前に独身、子無し抑止の規律がなかったのではない(カッシウス・ディオ、五六卷六節四)。例えば、史料は独身税を伝え、^②また、古来より、監察官は戸口調査申告市民に対し「子女出生のために結婚する *uxorem se liberum quaerendum gratia habiturum*」旨の宣誓をすることを要求した(参看、とりあえず、ゲッリウス、四卷三節二)。しかし、独身者子無し者処罰はそれが特に必要であつたらう時期にはむしろ限定的で首尾一

貫していないようにみられる。とりわけ、その制裁も（なにかんずく戸口調査の廃絶もあつて）また数も少なく重みも軽い。

この状況がアウグストゥス帝治下において変わった。同帝の国家社会を改革する努力は、過去にそうであつたような良き状況の回復という旗の下に実行された。このことは、共和政復古の姿を装つた君主政の整備にも当てはまる（アンカラ碑文三四節）。同じことが、衰微した家族・身分関係良俗の改善、独身者・子無し者処罰の努力にも当てはまる。アウグストゥス帝は自らその業績録に、新旧間のこの「対話」を、意識すれば次のように記している。「朕の提案により発布された新たな法律が、当代では殆ど忘却の淵に沈んでいた数多くの祖先の模範的良俗を回復し、同時に、後世に対しても、多くの分野で模範的な実例を示した」³。

アウグストゥス帝婚姻法の前提、経緯、内容、効果を個別に叙述することはここでは可能でもなくまた必要でもない。外形的日付として―同帝の元首統治当初における効果のなかった試み（参看、プロペルティウス、哀歌二巻七節）ならびに、その後の個別的規律の可能性を別とすれば―紀元前一八年と紀元後九年という二つが歴史的に重要である。前一年には、奢侈禁止法（奢侈ユーリウス法一）

Iulia sumptuaria）、姦通禁止法（姦通処罰ユーリウス法 *Lex Iulia de adulteriis coercendis*）のような関連法と並んで、市民身分の婚姻に関する法律（市民身分婚姻に関するユーリウス法 *Lex Iulia de maritandis ordinibus*）が発布された。紀元九年、この法律を「婚姻法」（婚姻に関するパーピウス・ポッパエウス法 *Lex Papia Poppaea nuptialis*）が改正し補完した。第二の法律は第一の法律を全面的には廃止しなかつたので、婚姻法の中身はこの二つの法律から採ることとなる。そのことから、すでに古代において、立法全部について一体として注解されることとなつただけでなく、解釈の困難を生むこととなつた（参照、とりあえず、パウルス、学説彙纂一卷三章二八法文、テルトゥリアーナス、護教論四）。

個別規定それぞれを両法のどちらかに正確に割当てるところとは、両法を一体として注解がなされたために、不可能である。その内容についても―四世紀以降の法律の漸次の部分的廃止のために―ただ断片的な知識を有するに過ぎないことはもつと深刻である。⁴この立法の持つ性格、及びそのもたらした反響を理解するために、少なくとも、今日に伝わる規範のいくつかを例示的に示すことが必要である。法律の最も重要な目的は処罰と報償による婚姻、子女増加の

資料
奨励であり、もつと別の目標は、身分、とりわけ元老院身分の「不純排除」である。

一 婚姻禁止。出生自由人であるローマ人に対して、不名誉婦女（例えば娼婦、姦婦）との婚姻を禁止した。これに加え、元老院議員とその子孫に対して、解放自由人（解放奴隸）、俳優、その子供との婚姻を禁止した。

二 婚姻強制。男子は二五歳から六十歳まで、女子は二十歳から五十歳まで婚姻義務を負う。その結果、離婚又は死亡により婚姻が解消した場合、再婚義務が生ずる。ちなみに、この点につき、ユリウス法とパーピウス・ポツパエウス法とは違いがあったことが知られている。すなわち、女性のために待婚期間を、前法では、死亡による婚姻解消では一年、離婚では半年であるが、後法では二年ないし一年半にそれぞれ延長した。三 「有子の権」 *ius liberorum* がこの婚姻義務を免除した。

生来自由人（男女をとわず）では子供を三名、解放自由人では子供を四名持つ者は、全面的にこの法律上の不利益から免れた。ちなみに、この権利を子無し者に対して特権として付与することが出来た。このほか、女性は法定婦女後見に服したが、有子の権によりこの後見を免れた。また、解放自由人は、この権利により、

その解放者（保護者）との関係で特に有利な立場にたつ。

四 その他の規律として、例えば、婚姻しないことを条件とする遺言条項の効力を否定し、また、婚姻締結を家長権保持者の意に反しても可能としたことなどがある。制裁はとりわけ相続法分野で行われた（相続「能力」問題）。もつとも、すべての無遺言相続ならびに遺言

相続で三親等までの直系尊属・卑属を相続人に指定する限り、対象外である。独身者 *caelibes* は、遺言による相続人あるいは受遺者としては、百日以内に婚姻しない限り、一切取得し得ない。婚姻中の子無し者 *ordus* は、その半分のみ取得する。夫婦間相続につきもつと制限がある。相続「能力」を欠くことによつて生ずる脱落財産 *bona caduca* は、他の遺言相続人ないし受遺者のうち（法律要件を充たす婚姻から出生の）子供少なくとも一人を持つ者が第一順位で取得し、次いで、国庫が第二順位で取得する。タキトウス（年代記三卷二八節三）の皮肉な表現によれば、「国家はいわば万民の父親として *velut patrens omnium populus*」。

六 私法以外での重要な優遇と制裁がこれに加わる。例え

ば、国家官職（さらに都市官職⁵）選任、同僚制官職の先任権、後には、—この法律の原則の準用により—公的負担の免除にも妥当した。ローマ人にとつてきわめて重要な公競技への参加禁止を忘れてはならない。もつとも、これはあまり長くは続かなかつたであろう。最後に、法律には通報者報償金規定があつたであろう（タキトウス、年代記三卷一八節三）。国家的監視が十分には及ばないので、通報者 *delatores* という私人の共助なしには、済ますことが出来ない⁶。他の法律における類例からすると、報償は脱産財産の—わずかではない—割前であろう。

以上のような素描によつても、アウグストゥス帝の婚姻立法はローマ市民の私的自由、社会的可能性に深く干渉するものであることが分かる。この印象は、ローマの立法一般、特に婚姻法に特有な瑣事拘泥的で個別決定主義的な傾向を考えると、もつと具体的なものとなる。これを明瞭にするために、夫婦間遺言相続についての冒頭部分を掲記すること⁷で十分であろう。「一、夫及び妻は、その相互間で、婚姻に鑑み、財産の十分の一を取得しうる。他の婚姻から生存子を有するならば、上記十分の一に加え、子供一名

につきそれぞれ十分の一づつ取得する。二、夫婦が自分達の息子一人又は自分達の娘一人を命名以降に喪失するならば、更に十分の一が付加される。夫婦が命名以降に二名を喪失するならば十分の二が付加される」。法文はこのような現代社会立法に匹敵するようなやり方でさらに続く。

III

立法事業の効果について議論するとすれば、さまざまな局面を区別する必要がある。また、確実な答えあるいは総合的な答えは望むべくもない。

形式的には、ローマ市民すべてが婚姻立法の名宛人となりわけ有資産層がその影響を蒙ることを示している。相続法的制裁を課する法律の財産最低額も同じ方向を示している。例えば、エジプトのローマ財務官の手引き書であるいわゆる「ローマ財務官法書」⁸において、独身、子無しのローマ人男性に対して付与された遺産が、十万セステルティウス以上、女性の場合は五万セステルティウス以上の場合に国庫に収用される。参考例をあげるなら、都市参事会構成員であるために、通例少なくとも十万セステルティ

ウスを保有する必要があった。

しかし、下層民にも一連の規律は、確かに意味があった。大部分の（ここでは詳細を記さない）規定は、既婚有子の解放自由人を優遇した。⁹ 解放自由人の中にも富裕なものがあったであろうが、それを前提とする訳にはいかない。ちなみに、以前の奴隷はあらかし非イタリア地域の出身であるので、アウグストゥス帝の人口政策は近代的意味での「人種主義的政治」とは同視できない。

有子の権 *ius liberorum* が婦女を婦女後見から解放することについては、確かに、とりわけ、少なくとも財産をいくばくか持つ女性には意味があった。同意の必要な行為（例えば債務負担、奴隷解放、遺言作成）は全く財産のない婦女にとっては、ほとんど関係がない。しかし、「有子の権」の比較的多数の実例が見られることは、¹⁰ 最低財産額がそれほど高くなかったであろうことを示している。この権利が持つことを否定できない「精神的」満足について、ここで全く無視するのは良くないであろう。パーピウス・ポツパエウス法が非嫡出子の「出生証明」についても規定したと見られることは、言及に値する。非嫡出子は、おそらく、当時も下層民に多かったであろう。¹¹

婚姻法の処罰と報償が財産を持たない独身無産者には比

較的関心の薄いどうでもよいことであったことは、間違いない。同じく、アウグストゥス帝の主導の下に行われた元老院議決が、劇場・円形競技場の座席配置について、独身を不利益に取り扱ったこと（スエトニウス、アウグストゥス帝伝四四節）は、場合によっては無産者を悩ましたかも知れない。ちなみに、無産階層の出生数増加のためには、財政的措置も必要であった。しかし、そのような事は、トラヤヌス帝が約百年後、困窮子女の養育財団を創設したのが最初である（参看、プリーニウス、祝祭賦二六、五）。

これらに加え、パーピウス・ポツパエウス法以降二世紀に亘る「追加法令」、法学者によるその解釈・適用の努力、非法律文献に見られる強い反響は、婚姻立法が重要であったことを証明する。アウグストゥス帝自身がまず何度も改正した後、ティベリウス帝からセウェールス諸帝に至る間に、伝承が十全でないのに半ダース以上の元老院議決、および、皇帝の一連の規律が、婚姻法の分野に関する規律にかかわっている。たまに法律の緩和がなされることがあるものの、これらの立法は原則的には欠陥の是正、適用回避可能性の解消に努めている。これらの規律において、当初は対象としなかった事項の規律（例えば、母親相続権、い

くつかの公的負担の免除)にも婚姻立法の諸原則を適用したことは注目に値する。

この法律に対する法学者の関与について述べる。アウグストゥス帝期の指導的法学者で「体制批判者」であるラベオが早くも婚姻立法を取り扱う(参照、とりあえず、学説彙纂四〇巻七章四二法文、とりわけ同、二四巻一章三二(二三)は誤記)法文二七項における批判)。古典期盛期のケルススおよびユリアーヌスの両大家は、その著作集 *Digesta* において多数の巻をこれに割いている。その次の時代には、法学者の手になる婚姻立法専門の注解書が伝えられる。すなわち、ガイウス、マウリキアーヌス、マルケツツルス、テレンティウス・クレメンス、パウルス、ウルピアーヌスのものである。(先に示唆のように)ローマ法学者の学問的文献の主要史料であるユースティニアヌス帝学説彙纂成立時に婚姻法の大部分は効力を持たなかったのであるから、法学者著作が比較的豊富に伝承されていることはそれだけ一層注目に値する。

非法文献において注目をされていることは、同時代の(その他の)立法に対して大勢は無関心であったことを考えると意外であるが、婚姻法の内容からすれば理解しうる。このように頻繁に直接間接に言及されるローマの法律は確

かに他に殆ど見当たらない。言及するのは、完全は期し得ないことは承知の上で、次の通りである。リーウィウス、ホラーティウス、オヴィドゥス、哲学者セネカ、クリンティリアーヌス、プルータルコス、小プリーヌス、マルティアーリス、ユウエナーリス、タキトゥス、ステートニウス、ゲツリウス、カッシウス・ディオ、テルトゥリアーヌス。通報制は、この法律に実効性を与え、同時にそれを証明するものであるが、それに言及するものが稀でない(参看、とりあえず、タキトゥス、三巻二五節一、プリーニウス、祝祭賦三四以下)。婚姻立法の重要性が薄れた帝政後期においてさえ、アウソニウスは嘲笑詩詞を婚姻法に対して作詞している(短嘲詩九一)。

この立法が人目を強く引いたことのみならず、もたらしたものが多かったことをこれによつて容易に証明し得るとしても、このことは、立法者が第一次的に望んだ効果、すなわち、独身、子無しを抑止することに成功を収めたかどうかについては、問題は別である。明白な、とりわけ、統計といった証拠が欠けるため、確実な答えは不可能である。その際、なお、我々は仮説的因果連鎖を再構築できない、というありきたりの論拠も持ち出す必要がある。近時の研究文献はこの法律の効果に関しては一般に懐疑的である。

僅かな徴表を利用して詳細に議論することはここでは出来ないとしても、いくつかの考慮をすると、やや異なった答となるであろう。

婚姻法においては、(既述のように)その相続法上の制裁は、法定相続ではまったくなく、また少なくとも富裕層が好んだ遺言による相続でも限られていたので、その効果は確かに少なからず限られていた。相続人指定のない死因処分は、小書付によつてのみ限られた範囲で、可能であることを忘れてはならない。ちなみに、ローマ法では、相続人指定なき遺言は無効という原則が妥当したのである。無遺言相続に甘んじる者は、その限度で遺言による処分をすべて諦める。

なお、いつも批判と悲観論に傾くタキトゥスが、婚姻法は目標の効果を挙げなかったとすることは、先に言及した少なくとも一見する限りでは、多数の「社会批判的」な言及がこの見方を裏付ける。それらの言及は、子供がいないことの利益を実際に広く享受したこと、および、それと密接に連関してローマで相続詐欺の悪弊の広汎な蔓延について述べるのである¹²⁾。また、古い貴族的氏族の衰微についても述べる必要がある。ユーリウス・クラウディウス朝諸帝の時代における政治闘争での皇帝の手による大量殺戮だけ

をこの氏族途絶の原因とすることはおそらく出来ないであろう。

以上の婚姻法の効果があまりなかったとする証拠とは異なり、効果があったとする証拠として、まず、セネカ(恩恵論三卷三三節四)およびプルタルコス(倫理集四九三E)および、属州においてさえ見られる三子の権¹³⁾ *trium liberorum*の普及がある。ローマ国民の人口増加、すなわち、紀元前八年四二万三千人、紀元一四年四九三万七千人、紀元四七年五九八万四〇七二人¹⁴⁾も、市民権付与及び奴隸解放による増加数だけからはおそらくは説明出来ない。もし、およそ仮説を敢て立てるとすれば、悲観的な言い方は首都ローマに居住する上層部に関することとみるべきである。皇帝又は元老院は、第一次的に、上層部構成員で子無し者に対して、婚姻法の制裁を免れさせたため、有子の権 *ius liberorum* の特権を付与した。最後に、古氏族の衰微、イタリア人及び属州民の指導層への昇進も同じ方向を意味する。従って、婚姻法は、習俗批判の渦中にある首都ローマの社会以外ではいくばくかの効果があったことは否定できない。

タキトゥス(年代記三卷二五節一)の強調する第二目的である国庫増収は、第一の(人口政策的)目的と独特の相

互補充関係に立っている。婚姻立法の人口政策的効果が薄いほど、財政目的が良く達成される。また、その逆ともなりうる。この立法はよく平衡が保たれており、その結果、効果が絶対的に無いことは「論理的」に有り得ない。やや誇張して言えば、競合する両目的は―想定通りに―上層富裕層が国庫増収に有利に今後も独身、子無しに傾き、非富裕層がその人口政策的義務を果たす場合に最適に到達される。国庫増収効果について数量的なことは言い得ない。皇帝が、原則的に元老院の管理する本来の国庫（アエラーリウム *aerarium*）をないがしろにして、皇帝金庫（専門用語での国庫 *fiscus*）を優遇するのは良く知られた傾向であることを考え合わせると、皇帝金庫が脱落財産 *bona caduca* を要求したのはやっとなつてからであるとする（極めて乏しい史料であるがそのような可能性がある）⁽¹⁴⁾ なら、脱落財産からの収入があまり重要ではなかったことの証であろう。

法律の名宛人達は常に立法のこの財政的意図を意識していたこと（参看、とりあえず、プリーニウス、祝祭賦四二）、および、三世紀初頭にこの意図の方が人口政策的目標を（最終的に）凌駕したこと、の二点だけはある程度確かである。脱落財産は、この時期以降、原則として、もは

や有子者である遺言共同相続人、共同受遺者ではなく、従来補充的に取得するに過ぎなかつた国庫が第一次的に取得した（ウルピアーヌス、法範一七章二法文）。

どの立法でもあるように、アウグストゥス帝の婚姻法でも、想定外、あるいは、想定外の付随効を伴つた。主要目的の達成に懐疑的であるとしても、副次的効果の少なくともそのいくつかが社会政策的に肯定的に評価されるものならば、主目的が達成されなかつたことを一部は補うことになる。しかし、史料からは、これら副次的効果を積極的に望んだか、ないし、甘受したか、あるいは、そもそも考慮に上つたか否かについて、明確な説明は出てこない。以下、若干の例を挙げる。

我々の知るかぎりでは、婚姻法の制裁は、法定相続には関わらずもっぱら遺言相続に関する。しかも、直系尊属・卑属の取得には原則として妥当しない（参看、再度ウルピアーヌス、法範一八章）。「法定」相続人（市民法上であれ、法務官法上であれ）の範囲は、これらの優遇される者より広いので、婚姻法が法定相続増加に寄与したことを全面的には否定できない。このことは家族政策的に肯定的に評価できよう。

第二点は「女性解放」の分野にかかわる。女性は、有子

の権 *ius liberorum* により法定後見免除の可能性を持つのみでない。この婦女後見の存在は通例法政策的には女性の「軽率 *levis animi*」に対する保護として根拠付ける（参看、とりあえず、ガイウス、法学提要一卷一九〇節）。有子の権が特権とされることから、この理由はみせかけであることがはっきりした。従って、まさに、有子の権もまた、婦女後見を衰退させた原因のひとつであろう。家長が婚姻締結に反対する場合に家長権 *patria potestas* が制限されることはこれと類似の例である（参看、マルキアヌス、学説彙纂二三卷二章一九法文）。解放自由人は子供を持つと、保護者との関係において有利な立場を得た（参看、とりあえず、ガイウス、法学提要三卷四二節）。婚姻法はこのようにいたるところで「解放的」傾向を促進した。最後に、ローマ人は遺言自由をとりわけ高く評価したが、そこから生じた嘆かわしい結果を制限することにも言及する。例えば、遺言において、独身・子無しであることを条件として与える条項は原則として削除された（参照、とりあえず、テレンティウス・クレメンスおよびガイウス、学説彙纂三五卷一章六二法文以下、パウルス、意見集三卷四b章二法文）。

なお、ここにはまさに難しい一連の問題がもつとある。

例えば、法律が婚姻と結婚生活に対する態度に対して与える影響、あるいは、法律が社会的関係そのものに対して与える影響に関わるもの等である。後者につき、この法律が推奨した通報制がまたもや想い起こされる。後にまた見るように、この婚姻法の適用を免れようと、絶え間なく試みられることとなった。それによって、そういった回避行為が法律そのものの権威に与えた損害は大きく、人口政策的及び財政的效果が実際に生じたとしても、それよりも重大ではなかったのか、が問題となろう。

この法律の規律は、伝統的価値の回復を目指す、そのことが他の伝統的価値と矛盾する可能性があったこととはくに重要である。実際、法律は未亡人の再婚、子無し夫婦の離別を求めた。確かに、これらの現象はアウグストゥス帝期には広く拡まっており、それらはおそらく良俗に反するとして厳しく批判されることはなかったであろう。しかし、この時代にも一度だけ結婚の女性 *uirina* を賞賛することは通用していた（参照、とりあえず、トゥーリア追賛墓碑 *laudatio funebris Turiae FIRA* 三卷六九）。同様に、離婚が倫理的に問題なしとされたのではない。アウグストゥス帝自ら、婚姻法の（今日その復元は出来ない）条項により離婚障碍要件を創設した（スエトニウス、アウグ

ストゥス帝伝三四章二節)。子無しであることは比較的早く離婚正当原因として承認されていたとする証拠がある(ワレリウス・マクシムス、二巻一章四、スエトニウス、ガルバ帝伝五章二節)。理由無い離婚と理由ある離婚の区別は確かに出来るとしても、マルティアーリスの詩はアウグストゥス帝の婚姻立法(もつともここでは姦通処罰ユウリウス法)が離婚歓迎傾向に結び付けられていることを示している(警句集六卷七)¹⁵⁾

ユウリウス法が国民に再び施行されるようになって、家々に貞潔が戻るよう命じられた日から、ファウス・ティヌス君、今日で三〇日足らずかもつと短いのに、テレシッラはもう十人目の亭主と結婚した。そんなに何度も結婚するのは、結婚したのでなく、姦通を合法的にしているんだ。もつと単純な売春婦のほうがまだかんじがいいよ。

今まで述べてきたところから、アウグストゥス帝の婚姻法は効果があつたかについての問題について、主要目的達成について殆ど答えを出せないが、それだけではないことがわかる。財政的效果を別にしても、婚姻法の副次的効果はきわめて大きいと推測できる。

IV

婚姻法の効果の問題を扱うことによって、我々は、このような法律においてとりわけ重要な問題、すなわち、法律の影響を蒙つた国民の反応の問題にもう立ち入っていることになる。前述のように、まさに、アウグストゥス帝の婚姻法のように、古代の立法で我々の伝承の中にこのような強い反響を呼んだものは殆ど他にない。これらの反響に特徴的なのは、嘲笑的であてこすりが常に含まれ、また、個別問題での多数の法批判的意見があるのに立法の動機・目的を根本的に批判するものがないことである。このことは、確かに、この立法が持つ高度な「象徴的」作用を表すものであろう。その際、この法律が伝統的良俗基準によつても部分的には十分批判しうるものであつたことは注目に値する。

本稿で取り扱う時期の良俗の實際をどのようなもの想定しようとも、立法者の良俗基準は本質的に法律の適用対象者達の良俗基準と同一であつた。その基準は、その限りで非難の余地ない伝統から生ずるが、その伝統はアウグストゥス帝が意識的にその目的のために設定したものである。アウグストゥス帝は、立法が抵抗に遭つた時、監察官とし

てクウィントウス・メテッルス・マケドニクスが紀元前一三一年、独身者、子無し者を批判して行った有名な演説を流布させた。⁽¹⁶⁾ 帝は、そうすることで、その法律において何ら新しいことを自ら企てるつもりが無いことを示した。

歴史家カッシウス・ディオ（五六卷二一九節）は、紀元九年に行われたとされるふたつの演説において、アウグストゥス帝のすべての論拠と伝統を要約し、これらの演説はその時代のローマ人に婚姻と子弟養育の必要性を反論の余地無く証明した。従って、享楽主義に親しむ独身詩人ホラーティウスもまた、ユーリウス婚姻法を紀元前一七年、

世紀大祝祭公演での祝祭賦 *carmen saeculare* において、ユーリウス法を賞賛せざるを得なかった。⁽¹⁷⁾ 大層批判的である

タキトゥス自身もこの法律を暗に念頭に、「立派な法律 *bonae leges*」と特徴付けた（ゲルマニア、一九）。根本的な批判を行い、たとえば、独身生活の自由と無制約を謳歌する者（カッシウス・ディオ、五六卷六節六）は、無節操、利己主義、公共善無視といった批判を受けることとなった。

公式的良好基準が表面的には受容されたように見えても、この立法に対する反響から、表には現れない原理的「批判」があることが推測しうる。例えば、法律の厳しさが多かれ少なかれ具体的に嘆かれる（参照、とりあえず、カッ

シウス・ディオ、五六卷一節二、より具体的にタキトゥス、年代記、三卷二五節一）。とりわけ、法律が奨励する通報制度がその重要なきつかけとなる（タキトゥス、同所、スエトニウス、ネロ帝伝一〇節一）。ちなみに、法律の課す不利益を合法的方法で、あるいは特に非合法的手段を弄して免れることが試みられた。三子の権 *ius trium liberorum* を、（前述のように）、独身者、子無し者も特権として取得し得た。アウグストゥス帝が、最初の婚姻から娘一人を持つのみなので、おそらく早くもこの法律から免れたことは、法律の権威にとつて確かに有益では無かった。同じく、アウグストゥス帝は、第二の妻リビアに対して、（その初婚から出生の）息子二人を持つのみなので、このような免除を得させた（カッシウス・ディオ、五五卷二節五以下）。「元首は法律から免れる *principes legibus solutus*」という影響するところ大の有名な句の当初の意味はこのことに関すると思われる（ウルピアヌス、学説彙纂一卷三章三一法文、参看、カッシウス・ディオ、五九卷一五節一、タキトゥス、年代記三卷二六節三末尾）。紀元一・二世紀の皇帝の殆どが有子の権 *ius liberorum* を自然には取得しなかったとみられるから、皇帝家族に対するこのような特権付与は不可欠であったことは明らかである。

なお、貴族出身ではない詩人マルティアーリスに対するこの特権の付与（参照、とりあえず、警句集、二巻九二）は、この特権の付与が実務上は少数の上層部構成員に限られていなかったことを示しているのであろう。¹⁸

法律回避が繰り返し試みられ、また、場合により成功したことは、婚姻法が嫌らわれていたという症候を示し、同時に、その権威を損う危険がある。アウグストゥス帝立法を補完するその後の規律は、とりわけ、回避行為を阻止するために費やされた。すなわち、死因贈与・信託遺贈によつて、相続法上の取得禁止を避けることが始まった。いくつかの元老院議決がこの抜け道を閉ざすと、こんどは黙示的信託遺贈により法律を避ける試みがされ、その発見のためにまたもや通報者を必要とした。何人かの法学者（ガイウス及び古典期晩期のパウルス）がこの黙示的信託遺贈 *tactia fideicommissa* 阻止のために専門書を著作している。もつと大仕掛な回避行為は仮装婚姻・仮装養子縁組である。これらの婚姻・縁組はいずれも、結ばれてもすぐに解消されるのである。²⁰

法律の効果を免れることは簡単ではなく、また、公然と批判することは殆ど閉ざされていたので、不満は他のはげ口を求めた。アウグストゥス帝自らその法律の要件をすべ

ての点では充たさなかつたことは先に述べた。婚姻立法の良俗基準とアウグストゥス帝の態度の矛盾は、同時代人々にとつても、皮肉の愉しみの種となつたと見られる。²¹

帝自ら、（意地悪くも）執政官マルクス・パーピウス・ルティリウス、クウイントゥス・ポツパエウス・セクンドゥスに、兩名が独身、子無しであつたにも拘らず、あるいは、そうであつたが故に、紀元九年の婚姻法を提案させたことは、特別の注目を惹いたのであろう（この兩名の名前から、パーピウス・ポツパエウス法 *lex Papia Poppaea* と呼ばれる）（カッシウス・ディオ、五六卷一〇節三）。

非法律文献にみられる、大部分は皮肉をこめた頻繁なこの法律に対する当てこすりも注目される。これらを「嘲笑による負荷軽減」の手段として素朴心理学的に特徴付け得るかもしれない。あまたの例からここでは唯一例を述べる。ユウェナリス、風刺短詩、九における「父役代行者」としての間男が、性的不能者である夫の忘恩を嘆く。「あいつに息子と娘が出来たのはオレの働きではないのか？ それで、やつがちゃんとできることが公に認められただけでなく、相続人となつて遺贈を全部うけとれる。加えて、独り身、子無しの共同受遺者の脱落財産までも。もしあいつに三人目もこさえさせてやつたなら、三子の権でもつと大き

な利益があつたらうに」²²⁾。

皮肉な当てこすりの他に、アウグストゥス帝の法律が技術的に未熟であることに對しても批判がある。実際のところ、この法律は、先法のユーリウス法と後法のパーピウス・ポツパエウス法のふたつの法律の融合が不完全なためにとりわけそうなのであるが、そもそも、ローマ立法技術の根本的欠陥のために、曖昧さおよび矛盾を含んでいた。

法律の規定に間隙があり、それが法律回避行動へと誘うことについては先に指摘した。ここでもまた、一例のみを挙げる。夫は―前述のように―その（子無しのか？）妻に對して、遺産の十分の一のみを遺し得た。これに對し、娼婦 *meretrix* あるいは蕩婦 *femina probrosa* に對しては、もつと多くの割合、おそらくは遺産の四分の一を遺し得た（もつとも、これに必要な要件は明らかでない）。ドミティアヌス帝がようやくこの矛盾を解消した。すなわち、蕩婦に對し、（遺言により？）相続する能力、ないし、遺贈を取得する能力そのものを否定した。²³⁾

ちなみに、アウグストゥス帝婚姻法のこの「改善」は、法律の改正が原則として同時に法律を厳しくすることであると示す多数の事例のひとつである。このことは、良俗回復を目的とする規範に對して原理的に抵抗することが不可

能であることを再度極めて明瞭に示している。ちなみに、この法律改正は批判から生ずるおそらくは逆説的な結果を示している。批判は立法全体に對する苦情なのに、個別の点しか突き得ないし、その批判の結果は、負担を軽くするのではなく、むしろ重くすることになるからである。

この法律に對し法学者達が行った解釈は、特別の論究を必要とするが、ここでは出来ない。法学者が、アウグストゥス帝の婚姻立法以前の（また部分的にはその後も続いた）法状況を強調して「古い法 *ius antiquum*」と表示し（参照、とりあえず、ウルピアーヌス、法範一八章、帝の法律そのものを「新法 *leges novae*」としてこれに對比することは注目に値する（参照、とりあえず、ウルピアーヌス、学説彙纂三四卷七章五法文）。この表現の中に、無条件に批判があるのではない。そうであっても、古代では新しいことを否定的なものと同視する傾向があることに留意する必要がある（参照、法学文献から、ウルピアーヌス、学説彙纂二卷二章一法文三項での特殊例）。

「素人批判家」と同様に、法学者も法律の技術的未熟さに不平を述べる（ガイウス、法学提要三卷四七節、ウルピアーヌス、学説彙纂二四卷三章六四法文九項中のラベオー）。しかし、法学者達が本法を拡大的に適用したのか

それとも制限的に適用したのかについては——それが判明すれば、同時に、法学者達の本法に対する一般的な態度がそこから推論しえたであろうが——、伝承の法文史料からはつきりした結論を引き出すことはできない。法律に対する態度は、法学者毎に、時代毎に、また、個別規定毎に違っていたであろう。我々はここでは、一見するのみでは矛盾する次の二つの引用を指摘することに甘んずる。遺言条項が、再婚を結果として制限するが法律文言そのものには抵触しないものを解釈するときに、法学者アレクサンティウス・クレメンスは次のようにその無効を理由付ける。「解釈は子女養育を優遇すべく発布された国家に有用な法律を支援すべきである」(学説彙纂三五卷一章六四法文一項末尾²⁴)。ちなみに、古典期法学者が法的論証から社会的評価の領域に公然と移行するのは極端に稀であるだけに、この表現は注目を惹く。第二の言明は、ユースティニアヌス帝のある勅法に由来する²⁵。この勅法によれば、法学者達が、遺言による取得を制限するこの法律の規定を嫌い、そのために、回避を認めた、と。この言葉が正しければ、法学者達が一般的な嫌悪を代表して本法律の最重要制裁を制限することに努力したことになろう。

V

婚姻法に対するいたるところでの活発で強い反響は、ローマ立法史の中でこの法律のもつ特別の性格に由来する。少なくとも、ここで関心のある時代において、ひとつの広範な社会分野、すなわち、婚姻・家族分野において、立法によって社会の考え方と行動様式を新たに方向付けることを試みた唯一の例である。以下この特色を明らかにすることに努める。

まず、古代において立法手段による社会計画が全く想定外であったかのような誤解は解かねばならない。法典化と普通言われる立法事業のなされたことを想い起こす必要ある。この法典化は、ローマの十二表法(紀元前四五〇年頃)のように——その目的・内容に関し見解の相違があらうとも、成ったものを確実にするのみならず、変更を生じさせ、再び、安定させるのに役立った。さらに、ここで関心のある時代の直前にも、カエサルは新私法制定の計画を企図している(スエトニウス、カエサル伝四四節二)。

また、ギリシャ哲学者の国家・立法についての理論的努力をローマ人は良く知っていたことを考える必要がある。プラトンは、この努力を重ねて、国家の史的現象形態の分

析のみならず、理想国家の計画に至ったことは良く知られている。それが実地に移されれば、間違いなく、社会を根本から新しく秩序付けることに至ったであろう。キケローが、「国家論」および「法律論」の著作において、理想的規範の実現要求を新たに立てたのは、おなじく、共和政末年のことである。

(プラトン・キケローと比較すると) アウグストゥス帝の婚姻立法は、計画が立案されたのみならず、ここでは、それが実行されたことに、極めて陳腐とはいえ現実的な地平でその新しさがある。その他の相違についても考察する必要があるが、ここではそのおおよそを記すのみである。

十二表法は、はるかに遡る時代に制定された。その目標は(量的にも質的にも)把握しうる小さな社会において、階級対立(この意味ここでは詳しくは論じない)により危険に瀕した社会的平和を回復することにあつた。規律は、それに対応して、比較的単純、簡潔であり、婚姻法の細密・瑣事拘泥的構成とは全く異なる。また、例えば、なるほど、贅沢規制においては、(まさに古代では不可欠な)留保付きであるといえ、市民の私的領域と呼びうる分野を対象とする。しかし、アウグストゥス帝の婚姻法は、その規律対象の性質から、市民の私的領域にはるかに深く立ち

入ったこと、しかもそれが、紀元前五世紀に比べ、個人主義の著しい進展があつた時期であることは、何ら説明を必要としない。最後に、カエサル*の*いわゆる法典制定計画にそもそも何がしか確実なことが言える限りではあるが、それは社会改革でなく、むしろ、把握がもう容易でなくなつた多量の市民法*ius civile*を簡素化することを目指しているのである。

哲学者が描いた理想国家並びに理想的立法のための設計図は、ここで取り扱う時代においては——その理由はともあれ——実際の行動の範としては何ら意味がなかつた(参照、とりあえず、プラトンの政体に対するポリュビオスの言葉、六卷四七節七以下)。そのうちに、(君主政、貴族政、民主政の混合による)混合政体論が優勢となつたと思われる。混合政体論から、国家支配分割の要請を引き出し得ても、立法による広範な社会計画を直接に展開することは出来なかつた。哲学的考察が一方では政体問題、他方でむしろ抽象的に普遍的理想的法秩序の問題に専念したことはその表れである。ローマ法学も受容した、立法そのものの貢献能力についてのものを含め、アリストテレス学派のいくつかの言明を別にすれば、哲学的議論は従つて実際の立法に通例あまり有用でなかつた。過激的個人主義として高進し

て、禁忌違反(たとえば近親相姦禁止侵犯)を、あるいは真正哲学者は法律から絶対的に自由である、と宣伝主張しないかぎり、哲学的議論は、具体的になると、法律は哲学的倫理の要求には縁遠いものだ、と言う指摘で大抵は満足した。

ここで素描した特色は、キケローに全面的には当てはまるものではない。キケローは、とりわけ「法律論」において、(抽象的な国家ではなく)ローマのために理想的法秩序を設計しようとした。その際、キケローにとつては、

— 往古志向的な理想郷における— 以前の良き状況、「父祖達の慣行 *mos maiorum*」の復興がその関心事である。規定の表現・性格において、十二表法に直接的にならうものでないが、古風な法をならおうと努力していること(参照、法律論二巻七章一八節)は、その表れである。しかし、他方では、キケローはその法案においては、最重要の制度・原則のみを記し、また公法 *ius publicum* がその中心である。

確かに、アウグストゥス帝の婚姻法は、キケローの素案といくつかの共通点が見出される。同帝にとつては、ここでは、国制立法ではなく、「ただ」婚姻・家族の規律に関心があり、規律ははるかに正確に具体化している。しかし、

過去を規範と看做すという過去への視点は両者に共通である。ここでは、現在から離れた将来を社会計画することが関心である。この点では、プラトンの国家もその理念と起源が互いに近づくことで、将来社会計画立案と全くかけ離れているという訳でもない。すなわち、明確に表現された社会計画それぞれは伝統において正当化されなければならぬ。その帰結についていえば、復古と革命はそれぞれ既存社会にとつて全く類似の結果を持ち得る、と言う良く知られた事実を考える必要がある。このような諸々の事情の下で、アウグストゥス帝のこの立法における「革命的」なことは、内容、すなわち、良俗基準にあるのではなく、使用手段ならびに大幅に変遷を遂げた社会に伝統的価値を再び貫徹しようとする努力に見られる。この立法の関心は、それまで専ら社会倫理的規範に委ねられてきた分野を包括的に社会計画し、相応する制裁を備えて、強力な実施を目指すことである。

従つて、この立法のとりわけ、一、社会倫理的規範分野への立法的介入 二、立法による包括的社会計画、というふたつの特色が同時代人に異例と思われた。

第一点について。両者のうち、前者はなるほど十分に問題であった。しかし、ここでも、とにかく伝統との接点が

あった。なるほど、伝統は、子無し者の離婚「義務」及び未亡人の再婚「義務」を殆ど是認しなかった。しかし、大部分の婚姻法規律は実際に以前の社会規範に遡り得るものであった。例を挙げれば、解放自由婦女との元老院議員婚姻の不名誉、婚姻・子女養育義務、独身者に対して既婚者優遇などがそれである。歳月を経て、社会的現実がこれらの規範をどれほどまでに超えてしまったかを確定するのは、家族社会史学者の仕事であろう。まず一見して、個人主義が惹き起した過去との断絶は、とりわけ独身において示されるように思われる。これに対して、子無し問題はもつと複雑かもしれない。初婚がしばしば極めて低い年齢でなされ、従って、おそらく家族が(婚約により)準備し締結したので、子無し婚姻を個人的愛好に基づくいわば合法的性的関係と捉えるのはあまり当てていない。

実際の習俗と規範の関係をもつと深めなくとも、伝統的規範が広くそのようなものとして理解されたことは確証されている。これらの規範はしばしば社会的制裁しかなかった。しかし、正に、これらの規範は監察官の叱責(*nota*)により社会的および政治的参与権に關し(現代の意味での)国制法的効果(参照、とりあえず、元老院からの追放)も持つことによつて、強化されたのみならず、同時に

いわば法的性格を帯びた。婚姻法上の制裁の多く(例えば、独身者、子無し者の官職志願における不利益取扱い)は、監察官による以前の規律の単なる継続発展を示すものであることはもう何度も強調した。

しかし、アウグストゥス帝の婚姻立法の基礎にある基準が広く伝統的なものであっただけではない。同様に、今日の見解によれば、むしろ社会倫理に任せられる個々の任務に対して、立法の—倫理規範の補完として—採る立場もまた、伝統に矛盾するもので無かつたことは看過されてはならない。今日広く基本権・人權の保護の対象となる領域に対する立法的介入は、古代では一般的に今日よりあまり目立たないものであつたことを忘れてはならない。国家・社会に対する個人の自由権(主観的意味での)は、原理的に存在しなかつた。自由(*libertas*)は、国内では、一次的には支配に参加する権利に他ならず、国家自由的領域の保証ではなかつた。ここでは、とりわけ、多数の奢侈禁止法令(四一に上ると言われる)を考へる必要がある。禁令は繰り返して絶えず出され、社会的弊風(とりわけ、饗宴、服装、葬祭における奢侈)を矯正しようとしたが、効果はあまり上がらなかつたことは明らかである。とりわけ、禁令⁽²⁷⁾發布直後はこれらの法は実際に煩わしいものであつたろう。

もつとも、私的分野へのこの介入は比較的少数であり、とりわけ、制裁もどう見ても効果少ないものであった。

こゝまでは婚姻法規律が伝統との結びつきのあることを示すことに努めた。しかし、新しいことがたつぷりとなる。不文の社会規範が成文の法となり、規範違反の制裁も、柔軟でその効果も一様でないのに代つて、考え抜かれた制裁となる。このことは、とりわけ、相続法上の財産取得制限に当てはまる。相続による取得は古代においては、取得原因において現代よりはるかに重要な意義を持った。

帝政期には戦争投機、服属民搾取によつて財を成す可能性は少くなつた。国家行政勤務、軍隊勤務を別とすれば、遺産取得の助けのないところで、自己の才覚で富貴に達する僥倖は限られていた。富は一次的に農業的利用を基礎とし、(広義の)大商業は危険の多いもので、また、既に資産のあることを前提としており、これに加え、農業に比べるゝ量的にも役割が少なかつた。ちなみに、商業・工業はしばしば下層民、とりわけ、解放自由人の分野であつた。何らかの事情で富裕と成つた者は原則としてその富をふたたび土地所有に投資した。これに加え、支配貴族層の構成員が商業に直接携わることにはその身分にふさわしくないとされた。このような簡単な素描によつても、――「不動産

的」社会すべてと同じく――、個人の社会的・経済的状況を決定的又は最終的に規定するのは正に相続による取得であることが明らかにされる。なお、現代と比較すれば、相続法問題がローマ法學文献において、はるかに重要な役割を演ずることもそのあらわれである。

立法者はローマ市民の行動様式の変更を徹底的に望み、そのことが、まさに相続法上の制裁の厳しさに出ている。手短に誇張して言えば、従来の制裁は個別的違反行為を対象としたのに対して、アウグストゥス帝の婚姻法は広く一般的になつていた既往の行動態度を変更させることを企図したのである。同時代人は法律と社会倫理の關係の問題を良く理解していた。立法者が良俗觀をどこまで決めうるかの問題、法律は一般にむしろ事実にあわせるものなのか、それともその逆なのかの問題について、長年にわたる一般論が存在したのみではない(参看、とりあえず、ストバイオス三卷三七節二〇でのテオフラストゥス)。この立法作業に極めて近い時期の言及は、良俗向上のための立法的措置の内在的困難を認識していたことを示している。

それについてのいくつかの例のみを示す。アウグストゥス帝の、家族良俗向上を目指した最初の試みが挫折した時代にほぼ相当する頃、ホラーティウス言葉があり、しば

しば引用される（歌章三卷二四歌三五行以下）。「良俗無しに、無益な法律が何に役立つものか・*Quid leges sine moribus vanae proficiunt*」。家族法関係立法の最初の高揚の年である紀元前一八年、元老院において、アウグストゥス帝に対し殆ど歓呼の如く、若者婦女の放逸に対する新たな法律が要請された時、帝は「必要なことはもう規律されている。なお、立法はそのための適切に手段ではない」と応じた（カッシウス・ディオ、五四卷一六節四）。後に、テイベリウス帝が奢侈抑制を再び行うことを求められた時の言葉はもつと明白である。同帝は、従前の規律が無力であったことのみならず、とりわけ、社会的規範での変化のみがその改善に役立つ、と指摘をして、断りの理由とした（タキトゥス、年代記、三卷五二節以下（五四節五））。

第二点について。婚姻法が規律の内容に関しても、伝統を想起させるとしても、本質的に伝統の枠からはみ出るものであることは我々は見えた。しかし、新しさは、とりわけ、社会計画の手段としてまさに法律を広範囲に利用することにある。これもまた手短に誇張して言えば、立法を社会計画に利用することは以前には当たり前ではなく、また、ローマで経験したように――立法はそのための適切な手段でないことが明らかとなった。

（ヴィアッカーに倣い）共和政期立法の「理念型」を描くなら、それは次のような特色を帯びる。具体的な動機、すなわちある状況で生じた不都合ないし特段に痛感した弊害に対する対策として、立法が行われた。内容上は、個別列挙主義的規定の傾向がある。その際、立法の動機となった具体的弊害に対し、目的をはるかに越える制裁が課されることが多い。一例（歴史的にはおぼろげに分かるにすぎない）を挙げれば、紀元前二〇四年のキンキウス法〔*Lex Cincia*〕の立法動機は収賄禁止であつたらう。これに対して、法律は贈与そのものを禁止するという行き過ぎた内容であつた。動機と効果の齟齬はローマ立法の二つの特色を示している。すなわち、ローマ立法はかなりの程度まで、日常的政治闘争の道具であつた。政治的扇動に沸き立つと、立法者が簡単に過剰反応する。他方、立法技術が未熟で、とりわけ適切な程度までの抽象化が進んでいなかった。

アウグストゥス帝の立法をこの観点から見ると、なるほど、それが日常的政治目的とは縁遠いことはたしかにその特色のひとつである。しかし、新たな立法技術が、立法動機におけるこの新しい方向にそぐわない。パーピウス・ポッパエウス法規定を少し引用すれば、どんな叙述よりもうまくこのことを説明するであろう。前に述べた元老院階

級の婚姻禁止にかかわる規定である。⁽²⁸⁾「元老院議員、その息子、孫、曾孫であるかそうなた者の何人も、解放自由婦女を、また同じく、自らあるいはその父又は母が俳優として演じ、あるいは演じた婦女を知悉の上望んで妻あるいは許婚者としてはならない。また、元老院議員の娘、孫娘、曾孫娘は、解放自由男又は、自らあるいはその父又は母が俳優として演じ、又は演じた男子を知悉の上で望んで婚約者又は夫としてはならない。上述の者の何人もこれらの女性を知悉の上で望んで婚約者又は妻としてはならない。」

立法者が個々事項を決定する仕方でもた瑣事に拘泥してあらゆる可能な局面を規律すべく努めていること、一般的概念の使用を避けていること、まさに—自由な解釈を制限する—完全主義のために、もっと高度な抽象化をすれば避けることが出来たであろう過誤・脱漏が立法に生じることになったことは明らかである。その結果、例えば、養父、婚外子父の職業的俳優活動が障碍事由となるか否か、あるいは、婚姻後に妻の親が職業的俳優の道を歩み始めた場合その妻と離婚すべきか否かについて直ちに議論することになる(参照、とりあえず、パウルス、学説纂纂二三卷二章四四法文二項以下)。たしかに、この種の立法技術も社会計画を妨げなかったが、絶え間なく改善を行う必要がある

ことが示すように、この立法技術は包括的社会計画の実現にとって重い障碍となった。

ローマ法秩序には、既存の法規範の廃止を嫌悪する、という特色(ここでは詳論出来ない)がさらにあり、このことが、少なくとも、社会計画が一目瞭然ではなく、また同時に、その遂行を難しくした。アウグストゥス帝の婚姻法は、この傾向を踏襲し、古いユールウス法を不十分と認めて、新しいパーピウス・ポッパエウス法を制定してもそれに代替するのではなく、補完し個別規定について変更したのみである。前に述べたように、例えば、二世紀後においても、教父テルトゥリアヌスのある文章(護教論四)は、両法を整合させるのに困難あることを示している。

適切な制裁の賦課が必ずしも成功しないことは、ローマの立法にとつて—アウグストゥス帝の婚姻法にすっかり当てはまるという訳でないとしても—ひとつの特徴であることは前述した。ローマ立法者は、ここで詳論できないいくつかの理由から、不完全法(無制裁禁令) *leges imper-fectae, minus quam perfectae* に傾く傾向がある。これは、法律が制裁をそもそも持たず、そのため、裁判政務官が制裁を発達させる必要がある、とか、あるいは、当該法的行為を有効としたまま、その制裁は処罰にのみあるというも

のである。このことは、婚姻法では、婚姻禁止は婚姻を無効とはしない点に示される。婚姻無効は、二世紀近くを経て規律（個別事例についてののみか？）されたと見られる（参照、パウルス、学説彙纂二三卷二章一六法文序項における元老院議決）。前記引用法文は、法律そのものは禁止するだけに止まっていることを示している。法学者の解釈によれば、婚姻禁止は、婚姻「それ自体」は有効であるが、婚姻法上の優遇も与えられず不利益に対しても保護されない、と言う意味である、と理解する。別の例を挙げれば、結果としてまさに決定的な相統法上の制限は、遺言を無効ないし一部無効と宣告するやり方では貫徹されなかった。供与された遺産の取得を制限したのみである。このことは、遺言相続に代って、法定相続が補充的には生じないという帰結となる。婚姻法のこの立法技術が社会計画を排斥しないことは強調されるべきである。アウグストゥス帝の婚姻法は正にその反証である。もつとも、制裁が鮮明でないことは、社会計画を困難にしたことは確かである。

「ローマ革命」の時代に、例えば、グラックス、あるいは、スツラが立法による社会計画を既に考えていたのか否か、また、その内容如何については、ここでは論じない。アウグストゥス帝の婚姻立法がこれらの以前の企てと最も

本質的に相違している点を、争いのある問題が多くあるとしても、素描する。例えば、農地配分法（農業法 *leges agrariae*）は、社会構造改革を目的とし、重要ではあるが、短期間に実行される規律を対象とした。スツラの諸法律では、「国家」構造の改革が第一次的に問題であり、社会の改革はそれ程ではなかった。やや込み入った一文に要約すれば、アウグストゥス帝立法の新しきは、帝が、ローマ立法と言うあまり適切でない手段によって、婚姻・家族という随分前から私的分野になっていた領域に深く幅広くしかもその規律が将来に向かつて効果を持つのみならず絶えず新たに現実化するという仕方、規律して介入しようとしたことに見られる。

VI

古代ローマにおいて立法者による包括的社会計画がこのように稀で、稀であるが故にこのように目立ったものであったことの原因を、ここでは、むしろ格言体風に思索的に探るのが所を得ていよう。なお、この問題設定の、一部は既に述べた、いくつかの局面以上にはここでは行かない。

ローマ立法の個別決定主義は立法能力の欠如の単なる表

れ以上のものかもしれない。これは、なんとと言っても、むしろ個別的事例を問題とするローマ的思考方法に対応する。すなわち、個別事例を出来るだけ以前の範例 *exempla* の助けにより解決し、それが今度は再度、個別事例の範例として機能する機会を持つという思考方法である。規則なし原理という形での抽象化が全く無かったというのではない。しかし、この抽象化は相変わらず比較的的事例に近かった。多数の事例と規則にとつて基礎となる可能性のある原則を探索することはせいぜい二次的役割を果たすに過ぎなかった。

正に法曹身分が存在し、法曹身分が法秩序形成に対し決定的影響を与えているというローマの特色は、この傾向を強めた。ローマの法曹法は、個別事例から出発し、次いで、事例の類似・相違の認識を経て、理論的形象の創出に至り、この形象がいつも明白とは限らない―法秩序を認識させた。ギリシャ哲学者は、―簡潔に言えば―正義及び絶対的に正当な法を問題としたが、ローマの法学者は個々の法的問題の正しい解決を求めた。

さらに、法曹法は、政治的権力に基づいて、あるいはその担い手の何らか超凡的能力によって、その権威を持つのではなく、第一次的には、法に対する―絶えず評価に曝さ

れた―専門的作業の継続によって保持した。法的「伝統主義」が、その用語はしばしば言及されるが正確に定義するのは難しいけれども、これに関わる。この伝統主義はなるほど変革に対して適応能力はあるが、この変革を既存のものに組み込むことに努力した。おそらく、敢て一般化して言えば、根本的変革は必要ないか、それとも、期待されないところでは、法曹法は新たな要請に柔軟に既存法を適応させる能力があるが、それは、(常に評価もすべき)一般的社会計画の実行のためには相応しい道具ではない。法学者の立法に対する関係について言えば、法律制定にローマの法学者は殆ど関与しなかったと見られる。法学者の法律に対する「支配」は、法学者達が婚姻法を法曹法に組み込むことに努めたことにも示される。社会計画への関心がたとえ存在したとしても、法学者による援助はあてにはできなかったであろう。

制度と良俗の関係についての古代の理解には、別の(ここでは同じく示唆に留まるだけの)特殊性がある。確かに最善の制度についての考察が古代において―とりわけギリシャにおいて―重要な役割を果たしている。理論的考察による国制を考えるとよい。しかし、(帝政期においても)国制の任務をも第一次的に人間の教育に見ようとす

る明らか傾向があった。ここでは、法律が正に教育的機能を担うと言う見解が広く流布していた。従って、ギリシャ思想家達がローマ国制・社会制度を基本的に肯定する場合でも、「ローマの立法者は立法を教育のために使っていない」とローマの立法者を批判するのは注目される。²⁰⁾

ローマ人は、正しい倫理が良き国家・社会秩序の決定的基盤をなすことを十分に認識していた。ローマ歴史家達が、国の安寧と禍害は制度ではなく、良俗にかかっていることを、僅かな留保しか付けずに、認めていることはその明白な証拠である。しかし、少なくともここで関心のある時代については、奢侈禁止法を別とすれば、ローマ人は立法を良俗教育に使用することに全く抑制的であった。この観点からも、アウグストゥス帝の立法が、処罰および報償によって (poena et praemia 参照)、とりあえず、ウルピアーヌス、学説彙纂一卷一章一法文一項における定義)教育的に作用したことは特別な注目を惹くことである。社会改革は一次的には教育によるものとし、同時に、法律は手段としては役立たないとする立場のもとでは、立法による包括的社会計画は例外にとどまることは一目瞭然であろう。歴史意識と時代感覚、と表現しうる観念は、明確な理解に未だ殆ど達していないし、ここではこれ以上説明出来ない

いが、立法による社会計画を阻害する別の要素である。これについて、伝統に対する特殊ローマ的關係、同時に、進歩を原則的に否定する循環史論に論及するにとどまるのは、あまりに大雑把な単純化であろう。なぜなら、—今日風にいえば—現在の法を肯定する史的態度も、また、循環史論に対して直線の歴史理解を対比させる史的立場も疑いなく存在した。もつとも、後者を進歩信仰、あるいは、自己状況の歴史的相対化と同じと見てははならない。あちこちに散在するいくつかの言明は、歴史理解・時代理解の観点からも将来志向的社會計画の遭遇する困難を示しているのかも知れない。

—革新も、正しく理解した古きものの回復として根拠付けることはローマ人には自明のことであったことは既に述べた。このような見解は、確かに社会計画と論理的には矛盾しない。しかし、それには、二重の意味で開かれた未来に欠ける。理想状況が過去にあるのみならず、理想状況の回復は再び未来を閉ざす。古代の理想郷—おそらくは理想郷そのもの—が静止状況をめざすことは先に重ねて言及した。これに加え、この理想状況は史的現実とはるかに離れ、理想へと導く歩みを測るのは難しい。一歩ずつ前進する社会計画、それぞれの状況を顧慮し目標を再びただ通過点と看

做し、—簡単に言えば—柔軟であると言う社会計画、の観念は、少なくとも原理的には、古代に知られていなかった。必要とあらば、—アウグストゥス帝(参照、タキトゥス、年代記三卷五節四も)が前記(注3)業績録でしたように—立法活動が将来に模範 *exemplum* である、と誇らしげに述べる事が出来た。それは静止的像を将来に及ぼし—それが一旦忘却されると—模範あるいは基準として過去からもう一度取り出すことを意味するのみである。

歴史の変遷に関しては、衰微史観—もつとも、循環史論により緩和した—が広く優勢である。進歩史観が古代において全く縁が無かったという訳ではないが、その考えは、むしろ技術、学問、文明的財貨の発展に関するが、その際、この進歩を良俗墮落と結び付ける傾向がある(参照、とりあえず、セネカ、書簡集九五、一四)。しかし、進歩と墮落の問題を別としても、人間が事態の歴史的発展に介入することを有意義と看做すか、また、それはどの範囲までかは、全く疑問である。楽観主義者達は、あるいは、例えば良い教育に(若年者に限らず)期待を託した。³⁰⁾以前に到達した文化的水準を回復することは、擬古典的立場から稀ならず言明される教育の任務であった。しかし、他では、全く大雑把に「宿命論的」と呼びうる心情が大勢を支配して

いる。自然支配と名づけるのを慣わしとするものに発展が欠如していることとこの宿命論の間に連関があることは否定されない。ここでもまた、実例を簡潔に素描すれば、それが分析の役目を引き受けるであろう。

歴史の変遷を人の生涯との類推で理解すべきという考えが広くひろまっていた。ここでは二世紀はじめの一文のみを紹介する。その文章が、(普通のように)時間が経てば自動的に下降することを宿命論的に強調するのではなく、この展開を救済者(ここでは皇帝)の介入が少なくとも一時的に中断することに特色がある。すなわち、歴史家フロルス(書簡集一卷序節四)は、ローマ民族をいわば一人の人間のように看做し、その生涯全体を、どのように、誕生、生育、壮年、更に老齢に至るかを検討する。帝政期の現在には老齢と滅亡が迫ったが、すべての予想に反して、トラヤヌス帝統治がいわばその青年期を取り戻す効果をもたらした、と。

この文章は人間の生涯との比較の危険性とその限界を具体的に示している。民族の歴史が出生、壮年、死亡と有機的に展開するなら、事態の進行に対する人為的介入が意味あるかが問題となる。同時に、この文章は、同時代人の見方によれば、「奇跡」は排斥されないことを示している。

従つて、具体的には、アウグストゥス帝のような立法的規律が予想に反して盛期にそのようであつた社会的良俗の回復という成果をもたらさうことになる。

第二の文章は（上述した）ティベリウス帝の奢侈禁止法発布拒絶に続く箇所である。タキトゥス（年代記三卷五節）は、およそフラウィウス朝統治開始（紀元後六九年）以降、奢侈は法律が無くても減少した、と。タキトゥスは、いくつかの考えられる理由（過度の奢侈が支配者の嫉妬・憂慮を生む危険、節約に慣れた新たな層の登場、皇帝ウエスパシアヌスの模範的生活振り）を挙げる。タキトゥスはこれらの理由に十分に納得しなかつた。⁽³¹⁾ おそらく、すべての事態にある種の循環があり、四季と同じく、良俗も変化するのであろう、これは、現在もまた（賞賛されるのが普通の）過去と比較して長所を持つことにならう、このことはさらに、実例として子孫に与えられ、現在は常に過去と争いつづけることとならう、と。

この例からも「宿命論」という表現はあまりにも大雑把であることが明らかとなる。「高潔 honestum」をめぐる各世代間の競争は少なくとも否定できないからである。同様に、人の生涯各段階の比喩においても、事物の循環仮説においても宿命論的核心があることは確かであるが、それ

は将来的社会計画を必ずしも奨励するものでない。

しかし、古代人間の本质探求という朦朧たる地平に行つてしまう危険のあるこれらの思考をここで切り上げたい。これまでの思索は古代において、立法者による包括的社会計画は完全には否定されてはいなかったこと、しかし、その実現のための前提は様々な局面の下で相当に不利であつた、という提示命題の理解をいささかなりとも助けることになつたであろう。

（学問論におけると同じく）歴史を人生の師 *magistra vitae*⁽³²⁾ として評価することにまた肯定的になるなら、過去に関する報告は現代に繋がるいくつかの連想を呼び起こす。それは、例えば、法律の社会倫理への影響、当初の社会政策的目標が財政的関心のために法律の「機能転換」が起ること、法律の意図のない意図しない副次的効力、などに関する。また、通報（密告）制に結び付け得る。通報制は、法秩序が法実施機関に属さない人々の協働無くては存続できないこと、法実施機関自体がそれほど強く機能しなければ、それだけ一層必要となることを示すが、この補助手段は容易に密告制の悪弊に染まるのである。

しかし、いずれの類推も許さない相違を忘れるべきではない。古代において、技術的可能性の低いことのみならず、

また、それと関連してはるかに「希薄な」国家組織に鑑み、法律の実効性問題は今日と様相が違う。法規範は、立法者が人間の伝統に拘束された性格を考慮せずに、将来を社会計画しうる、いわば自由になしうる素材であるという観念は、未だ殆ど展開していなかった。最後に、運命と対処すべき人間の自分自身への信頼もまた、古代ではまだ強くなかった。我々はタキトウスの法律懐疑論から考察を始めたので、哲学者であり皇帝である（そして皇帝として立法者でもある）マルクス・アウレリウスの諦観の言葉で本稿を閉じたい。（自省録九卷二九節一項以下）「万有の原因は一の激流である。それは万物を流れに拉ち去る。それにっけ、政治を事とし、加得るに哲学を土台にして行動していると自惚れる小人輩のなんと低劣なことか。洩垂れ小僧となら変わるころはない。人間よ、いつたいおまえはなにものなのか。自然がいまこのときおまえにもとめていることを、なすことだ。事情が許さねばやむをえないが、さもないかぎり、自然の要求に答えるべく、意欲を燃え立たせよ。そして、ひとがそれを知ってくれるか否かを気にして、ものほしげにまわりを見るな。」³³⁾

内容要旨

タキトウス（年代記三卷二五節以下）の「立法史」における消極的意見を出発点として、この素描は、アウグストウス帝婚姻法の社会的、人口問題的背景、内容、（人口政策のおよび財政的）目標、その有効性、副次的効果、さらに、法律対象者の矛盾心理的な反応と法学者の解釈を分析する。これは、社会倫理的分野での立法的介入により、また一般的に、古代において立法による社会計画により、社会の見方と行動様式を新たな方向に向かわせることが可能か、またどの範囲で可能かの問題に至る。さらに、このような社会計画が稀であり、そのために一層目立つものとなった理由を考察する。（著作集第一巻冒頭 S.XXXI による）。

注

(1) 本稿では十分な注記を付することが叶わなかった。本論文の問題への手掛りとして、以下（節毎に）若干の著作を挙げる。これらの著作はもっと詳しい史料・文献を含んでいる。

I 節 R.Syme, Tacitus, Oxford 1958, 371, 709f.

II 節 a) 人口論的状况に J. Beloch, Die Bevölkerung der griechisch-römischen Welt, Leipzig 1886; P.A.Brunt, Italian Manpower 225 B.C.-A.D.14, Oxford 1971. b) (歴史的背景) A.Henß, Römische Geschichte, Braunschweig 1971, 3.Aufl. 269-282ff.; R.Syme, Die römische

Revolution, Stuttgart 1957, 455ff.; その他、論文集 *Conférence Augustee*, Mailand 1939 収録の題論等。(註) 註釋 *姻法* (註) R.Astolfi, *La lex Iulia et Papia*, Padua 1970; 同記 *Conférence Augustee* 及び B.Biondi, 198ff.; Brunt, *aaO* 558ff.; M.Humbert, *Le mariage à Rome*, Mailand 1972, 138ff.; J.E.Spruit, *Lex Iulia et Papia* Poppaea, Deventer 1969; 同 *M.Kaser, das Römische Privatrecht I* 2.Aufl., München 1971, 318ff. II 2.Aufl. München 1975, 587. 所掲の如し。

田節 法律の美効性について、参照、Brunt, Humbert, Spruit 前掲箇所。扶養財団について参照、R.Duncan-Jones, *The Economy of the Roman Empire*, Cambridge 1974, 288ff. 文学作品の例証については前掲 Humbert, Spruit に見られる。婚姻の古代史料と特質に関する考察も論文集 *Für und wider die Ehe* (Hsg.von K.Gaiser), München 1974 に集められている。

Ⅳ節 婚姻法に対する反響について—前掲 Humbert Spruit の如し—D.Nörr, *Rechtsskritik in der römischen Antike*, Abh.Bayer.Ak.W.1974, 76ff. 中世紀ローマの経済史学問題の主要な線軸は M.W.Frederiksen, *Theory, evidence and the ancient economy*, *Journal of Roman Studies* 65, 1975, 164ff. (資料指示を台む) に見られる。相続法的取得の経済的意義について、とりわけ R.MacMullen, *Roman social relations*, London 1974, 101f. ローマ法体系

の婚姻法解釈について、参照 U.Wesel, *Rhetorische Statuslehre und Gesetzsauslegung der römischen Juristen*, Köln-Berlin-Bonn-München 1967, 63ff. und passim.

Ⅴ節 ローマ法体系と法律概念について、参照 J.Blicken, *Lex Publica*, Berlin-New York 1975 M.Kaser, *Über Gesetz und Recht in der privatrechtsgeschichtlichen Erfahrung in „Gedächtnisschrift für R.Dietz“*, München 1972, 3ff. Nörr, *aaO* 144f.; F.Wiacker, *Vom römischen Recht*, Stuttgart 1961, 2.Aufl., 45ff.; F.Serra, *Legge (diritto romano)*, *Enciclopedia del Diritto* 23, Mailand 1973, 794ff.

Ⅵ節 前節で引用の文獻。時代概念と歴史意識について、参照 R.Koselleck und Christian Meier in: *Geschichte — Ereignis und Erzählung* (Hrsg. von R.Koselleck und W.-D.Stempel) München 1973, 215ff. 286ff. S.Mazzarino, *Il pensiero storico classico* II 2., Rom-Bari 1966, 359ff., 412ff.; D.Nörr, *Pomponius oder „Zum Geschlechterverständnis der römischen Juristen“* in: *Aufstieg und Niedergang der römischen Welt*, (Festschrift J.Vogt) II 15, Berlin-New York 1976, 543ff.

(註) *aes uxorium* vgl. Val.Max.2.9.1 資料集について参照、ヒンペル職務官執筆書 *Gnomon des Istitologos* § 29

(註) *Monumentum Ancyranum* 8.5: *Legibus novis me auctore latis multa exempla maiorum exolescentia iam*

- ex nostro saeculo reduxi et ipse multarum rerum exemplia imitanda posteris tradidi.
- (4) おそらく三世紀から四世紀への移行の頃に集成されたウルビノーヌス法範 *Tituli ex corpore Ulpiani* (とりわけ c.13ff. 以下 *Ulp.* と略称) が豊富な内容を含む。なお、法学文献および非法学文献からの資料が集成される必要がある。参照、これに *G. Rotondi, Leges publicae populi romani*, Nachdruck Hildesheim 1966, 443ff. 457ff. の(頁番号ごっこなら) 指示資料。
- (5) 参照、古代都市マリガの都市法 *Lex municipii Malacitani c.56* (*Fontes Iuris Romani Anteiustiniani* (= *FIRA*) I 208f.)
- (6) 参照、*Tacitus, ann.4.30.2* の *ティベリウス帝* : 法の番人としての通報者。
- (7) *Ulp.15.1f. Vir et uxor inter se matrimonii nomine decimam capere possunt. Quod si ex alio matrimonio liberos superites habeant, praeter decimam, quam matrimonii nomine capiunt, totidem decimas pro numero liberorum accipiunt. Item communis filius filiaeve post nuptiarum diem amissus amissave unam decimam adicit: duo autem post nuptiarum diem amissus duas decimas adiciunt.* これに加え、*エミプト財務官法書* 三一章における一般化。それは、一見するところの相続法上の規律は一般に子供を持つ婚姻に妥当するところを物語る。
- うごみえぬ。
- (8) §§ 30, 32. 類似の最低財産額 *in Gaius, institutionen 3.42*
- (9) 参照、*マルティウス・セプティムス法 Lex Aelia Sentia* (紀元四年、*Gainst.1.28ff.*) の同様の規定。それによれば、劣格市民である解放自由人 *Latini Iuniani* がローマ市民権を取得することが出来た。
- (10) 参照、*トラヤヌス・ヒュンペルツ* の *P.J. Sijpesteijn, Aegyptus 45, 1965, 171ff.; 56, 1976, 44ff.*
- (11) 参照、*FIRA III 4* (紀元一四五一年)
- (12) 参照、*L. Friedländer, Darstellungen aus der Sitten-geschichte Roms I, Leipzig, 1910 8. Aufl. 419ff.* の註。
- (13) ここでは伝承の最後の戸口調査数に関する。紀元四七年の戸口調査について、信頼性の劣る他の資料により六九〇万人を採れば、その相違ははるかに明白である。参照、*トラヤヌス・ベロチ, aaO* (前記注(一)) 370ff.
- (14) 参照、*L. Mitteis, Römisches Privatrecht I, Leipzig 1908, 353 Anm. 10; F. De Martino, Storia della costituzione Romana IV 2, Neapel 1975, 904ff.*
- (15) *Martial 6, 7: Iulia lex populouus ex quo, Faustine, renata est. / Atque intrare domos iussa Pudicitia est, / Aut minus aut certe non plus tricesima lux est, / Et nubit decimo iam Telesilla viro. / Quae nubit totiens, non nubit: adultera lege est: / Offendor moecha simpliciore*

- minus [藤井昇氏記]
- (16) 参照' *とりもえず*' Sueton, Augustus 89.2 Gellius 6.1 Livius, per. 59
- (17) *Carmen saeculare* 17ff. *やむに* 参照' *car. III 24* 並に' アウグストゥス帝の立法につき一般的に Velleius Paternulus 2.89
- (18) 参照' Sueton, Claudius 19. *こおける* 特権も。この他の事例 B. Biondi aO. (上記注(一)) 207f.
- (19) 参照' 贈与 *donatio* *に* *こ*' Paulus D. 39.6.35pr' 信託遺贈 *fideicommissa* *に* *こ*' Gaius, inst. 2.286 f.
- (20) 参照' Seneca *fragn.* 87 (Hasse); Tacitus ann. 15.9; Sueton. Tiberius 35.2; Cassius Dio 54.16.7
- (21) 参照' Cassius Dio 54.16.3 ff. (紀元前一八年前につき)。*後の出来事* *に* *こ*' Tacitus ann. 2.51° *それ* *に* *こ* 一般的に Gellius 2.15.14f. *や*°
- (22) Juvenal 9.82: *Nullum ergo meritum est, ingrata ac perfide, nullum, / quod tibi filiolorum vel filia nascitur ex me? / tollis enim et libris actorum spargere gaudes / argumenta viri, foribus suspende coronas: / iam pater es! dedimus quod famae opponere possis. / iura parentis habes, propter me scriberis heres. / legatum omne capis nec non et dulce caducum. / commoda praeterea iungentur multa caducis, / si numerum, si, tres implevero.*

[藤井昇氏記参照]

- (23) 参照' Sueton, Domitian 8.3; Quintilian, *institutions* 8.5.19 *やむに* 参照' Sueton, Tiberius 35.2
- (24) D. 35, 1, 64, 1 「マリーキア市において婚姻しないなら」という条件が遺言に記載されている場合、「法律欺罔が行われたか否かが問題となる。その女性が他所では婚姻するのが容易でないと見られるときは、法律を欺くために記載が付加されたので、法上当然無効と解釈すべきである。法律は、国家にとり有益なため、すなわち、独身者に対して子女出生のために発布されたのであるから、解釈により助成されるべきである。」
- (25) C. 6, 51, 1, 1 Inst: 「パーピウス法は、多数の章において諸先帝が改訂し、また、非使用により廃止され、さらに朕により、脱産財産に関しその厳しい効力を喪失した。賢明士人（＝法学者）もまたそれを嫌悪し、脱産財産が生じないよう多くの方策を案出した。」
- (26) 十二表法の時代に、信憑性の疑わしい伝承によれば、一〇万人の市民がいたとさう。
- (27) 参照' Macrobius Saturnalia II 13 (アンティウス法 *lex Antia* *に* *こ*)' 及び Tacitus, ann. 3.52
- (28) D. 23.2.44pr *Lege Julia ita cavetur: Qui senator est quive filius neposve ex filio proneposve ex filio nato cuius eorum est erit, ne quis eorum sponsam uxoremve sciens dolo malo habeto libertinam aut eam, quae ipsa cuiusve pater materve artem iudicram facit fecerit. neve*

- senatoris filia nepivise ex filio proneptivise ex nepote filio nato nata libertino eive qui ipse cuiusve pater materve artem Iudicram facit fecerit, sponsa nuptave sciens dolo malo esto neve quis eorum dolo malo sciens sponsam uxoremve eam habeto”. —元老院議員娘の回避可能性につき参看 Paulus D.23.2.47
- (29) 参照「とりあえず」Cicero, de re publica 4.3.3 における Polybios^o の Seneca, epistulae, 94 におけることと異なる。
- (30) 参照「例えば Tacitus, Dialogus 25ff. における Vipsianus Messalla の所説。
- (31) Tacitus, ann.3.55. 5 「まぢうに四季のめぐりつくることく、風俗習慣も変遷してゆくからだ。じつさい祖先の習慣が、あらゆる点で今日より勝れて立派だったわけではない。われわれの時代にも、後世模範さるべき高貴な性格や才能の手下が、たくさん生まれている。いずれにせよ、こういった面でのわれわれと祖先の名誉ある競争は、いつでも残しておきたい。」[国原吉之助氏訳]
- (32) Cicero de oratore 2.9.36 参照「全体を引用すれば、この表現はやや相対化される：時代の証人、真実を照らし出す光、記憶の命の糧、人生の師 historia vero testis temporum, lux veritatis, vita memoriae, magistra vitae [大西英文氏訳]
- (33) eis heanton 9.29.1ff. [鹿野鹿助氏訳]

なお、著作集第三卷末尾二三四一頁に次の追記がある。

参照「第五六論文も。ローマの法律の特徴につき要約的に Wieacker, Rechtsgeschichte I, 411ff. 婚姻法につきこの豊富な文献の中から、F.L.Radtza, ANRW II 13, 1980, 278-339 (この独創的な論考につき参照「Nörr, SZ 99, 1982, 466ff.); A.Mette-Dittmann, Die Ehegesetze des Augustus, Stuttgart 1991; R.Astolfi, La lex Iuria et Papia, Padova 1994, 4.Aufl.; T.Spagnuolo Vigorita, Casta domus, Napoli 1997, s.

ちなみに、論文集第五六論文 The Matrimonial Legislation of Augustus: an Early Instance of Social Engineering, (to the Memory of Tony Thomas) The Irish Jurist 16, 1981, 350-364 (著作集第二卷一三六九—一三八三) は本論文の補訂英語版ともいうべきものである(末尾に一九六六—六七年以降その時点までの新研究文献多数掲記)。

* 本稿は、ドイツ、ミュンヘン大学法学部ディーター・ネル Dieter Nörr 教授の一九八〇年一〇月の来日の折に、東京における研究会において「Die Ehegesetze des Augustus als antikes Exemplum für Planung durch Gesetzgebung (古代における法律による社会計画としてのアウグストゥス帝の婚姻法について)」(一〇月一三日、於、学士会館本郷分館)と題する報告をされ、わが国のローマ法、古代史研究者と活発な議論をされたが、その報告のもととなった論文 Planung in

der Antike—Über die Ehegesetze des Augustus, in: Freiheit und Sachzwang (Beiträge zu Ehren H.Schelskys, Opladen: Westdeutscher Verlag 1977, 309-334 (後記著作集 Historia iuris antiqui, 2003, Bd.2, 1093-1118に再録)の邦訳である。教授はむしろ東京での報告のもととなったこの論文の訳出を望まれたので、その意向に沿ったものである。親交深いドイツの代表的社会学者メルスキー教授献呈記念論文集に多数の非法律家の読者を想定して寄稿されている。

同教授の主要業績・来日経緯につき、法制史学会第二八回研究大会(東北大学)における講演邦訳(ディーター・ネル、青井秀夫・西村重雄訳、「サヴィニーの「生きた直観」(Lebendige Anschauung)」、法学四五巻六号(昭和五七年二月)八八六—九一七頁末尾の広中俊雄教授の付記参照。近時、教授の七十歳までの論文集成が、Dieter Nörr, *Historiae Iuris Antiqui, Gesammelte Schriften*, 3 Bde. hrsgg. T.J.Chiusi, W. Kaiser, H.-D.Spengler, (Bibliotheca eruditorum 28) Keip Verlag, Goldbach 2003, また八十歳までが ders, *Schriften 2001-2010*, anlässlich seines 80. Geburtstags, (Collection Premios Ursicino Alvarez 3) hrsgg. T.J.Chiusi, H.-D.Spengler, Marcial Pons, Madrid 2012, (教授の全著作目録はそれぞれ末尾 S.2, 369-2387, S.867-885)。として刊行されている。ちなみに、ネル教授は、この来日を機に日本の学界への関心を深められ、バイエルン学士院が各国学士院の国際的協力のもとに編集刊行するラテン語辞書 *Thesaurus Linguae*

Latinae 編集委員会の責任者であったとき、同事業への日本人若手西洋古典学者の参加を提案され(日本学士院および関係者の尽力により今日までに複数例が実現していると仄聞)、また、一九九一年九月、委任に関するローマ法国際シンポジウム(九州大学付属図書館クンケル文庫設置記念)を主導(その成果を Dieter Nörr-Shigeo Nishimura (hrsg.) *Mantatum und Verwandtes Beiträge zum römischen und modernen Recht*, Springer-Verlag, Berlin-Heidelberg-New York 1993, 442S.として刊行)された。なお、訳出が今日に至ったのは全く訳者の個人的怠慢による。ネル教授の昨年一〇月三日ミュンヘンでの長逝(享年八七歳)は国際的にも大きな損失と受けとめられている。(完)